



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 千 葉 興 業 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード番号 8337 東証市場第 1 部)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 執行役員 経営企画部長
氏 名 伊藤 広成
TEL (043) 243 - 2111 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 3 月 13 日付で「普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を公表いたしました。本日開催の当行取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的及び理由

(1) 概要

- ① 新たな株式の種類として第四種及び第五種優先株式を追加するため、現行定款第 6 条に第四種及び第五種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。
- ② 変更案第 2 章の 2 において、第四種及び第五種優先株式に関する規定を追加し、変更案第 29 条において種類株主総会に関する規定を変更するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 目的及び理由

当行は、昨年 12 月公表の「経営の健全化のための計画」にお示しのとおり、平成 26 年 3 月 31 日に一斉転換期日をむかえる公的資金の消却・償還を実行すべく、その原資となる内部留保の蓄積に努めるとともに、更なる消却原資確保のために、自己資本の充実策を検討しているところでございます。

このような背景の下、消却原資確保及び自己資本の維持・充実を実現すべく、機動的且つ柔軟な資本政策を目的として、新たに 2 種類の株式の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会決議日 平成 24 年 6 月 28 日（予定）
効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日（予定）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>18,000</u> 万株とし、このうち <u>13,875</u> 万株は普通株式、125 万株は第一種の優先株式、500 万株は第二種の優先株式、3,500 万株は第三種の優先株式とする。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等) 当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金 (以下優先配当金という) を支払う。 第一種の優先株式 1 株につき年 240 円 第二種の優先株式 1 株につき年 320 円 第三種の優先株式 1 株につき年 210 円 ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>29,600</u> 万株とし、このうち <u>29,600</u> 万株は普通株式、125 万株は第一種の優先株式、500 万株は第二種の優先株式、3,500 万株は第三種の優先株式、<u>750</u> 万株は第四種の優先株式、<u>750</u> 万株は第五種の優先株式とする。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等) 当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金 (以下優先配当金という) を支払う。 第一種の優先株式 1 株につき年 240 円 第二種の優先株式 1 株につき年 320 円 第三種の優先株式 1 株につき年 210 円 <u>第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</u> <u>第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</u> ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払っ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>たときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>
<p>第 12 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一種の優先株式 1 株につき 4,000 円 第二種の優先株式 1 株につき 4,000 円 第三種の優先株式 1 株につき 3,500 円</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>①第一種の優先株式 1 株につき、<u>4,000</u> 円 ②第二種の優先株式 1 株につき、<u>4,000</u> 円 ③第三種の優先株式 1 株につき、<u>3,500</u> 円 ④第四種の優先株式、第五種の優先株式 1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</p> <p>2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>第 14 条 ~ 第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 18 条 (第一種の優先株式の取得請求権)</p> <p>第一種の優先株主は、第 1 項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、第 2 項に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>1. <u>第一種の優先株主の取得を請求することが</u></p>	<p>第 18 条 (第一種の優先株式の取得請求権)</p> <p>第一種の優先株主は、第 1 項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、第 2 項に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>きる期間 平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当銀行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。</p> <p>(条文省略)</p> <p>5. 取得価額の調整</p> <p>イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>(条文省略)</p>	<p>平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当銀行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。</p> <p>(条文省略)</p> <p>5. 取得価額の調整</p> <p>イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(条文省略)</p>
<p>第18条の2 (条文省略)</p>	<p>第18条の2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条の3 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第四種の優先株主および第五種の優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）中、当銀行に対して、自己の有する優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は当該優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>取得請求期間は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株主が取得の請求をした優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 19 条 (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>1. <u>金銭を対価とする取得条項</u></p> <p>当銀行は、平成 22 年 9 月 18 日以降、取締役会が別に定める日 (以下取得日という) が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>2. 当銀行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式 1 株につき、第一種の優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される) に経過優先配当金相当額 (取得日において、取得日の属する事業年度の初日 (同日を含む) から取得日 (同日を含む) までの日数に 100 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する) をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする) を加えた額の金銭を交付する。</p>	<p><u>式を交付する。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>4 <u>取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p>第 19 条 (<u>第一種の優先株式の金銭を対価とする取得条項</u>)</p> <p>1. 当銀行は、平成 22 年 9 月 18 日以降、取締役会が別に定める日 (以下取得日という) が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>2. 当銀行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式 1 株につき、第一種の優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される) に経過優先配当金相当額 (取得日において、取得日の属する事業年度の初日 (同日を含む) から取得日 (同日を含む) までの日数に 100 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する) をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする) を加えた額の金銭を交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第 19 条 の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>当銀行は、第四種の優先株式および第五種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 18 条の 3 に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</u></p> <p><u>2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式 1 株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>
<p>第 20 条 ～第 20 条の 2 (条文省略)</p>	<p>第 20 条 ～第 20 条の 2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 20 条の 3 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の一斉取得)</u></p> <p><u>当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種の優先株式および第五種の優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当銀行の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当銀行は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</u></p>
<p>第 21 条 ～第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 ～第 22 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第23条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (種類株主総会) 第25条、第26条および第28条の規定は、 種類株主総会について、これを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第41条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第49条～第52条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第23条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (種類株主総会) 第24条、第25条、第26条および第28条の 規定は、種類株主総会について、これを準用す る。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第41条～第48条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第49条～第52条 (現行どおり)</p>

以上